

決 定 要 旨

被 審 人 (本店) アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市
パーク・アベニュー101
(商号) タイガー・アジア・パートナーズ・エルエルシー

上記被審人に対する平成24年度(判)第35号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法(以下「法」という。)185条の6の規定により審判長審判官安木進、審判官松葉知久、同佐藤しほりから提出された決定案に基づき、法185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金6571万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成25年3月29日

2 事実及び理由

課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実は、別紙1のとおり、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙2のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法178条1項14号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成25年1月28日

金融庁長官 畑中龍太郎

(別紙1)

1 課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実

法178条1項14号に該当

被審人は、アメリカ合衆国デラウェア州法に基づくリミテッド・パートナーシップ形態のヘッジファンドであるAファンドに出資するとともに、ジェネラル・パートナーとしてAファンドに出資された資産の運用権限を有する、同州法に基づき設立され、同国ニューヨーク州ニューヨーク市パーク・アベニュー101に事務所を置くリミテッド・ライアビリティ・カンパニーであり、Bは、被審人の業務執行社員及びケイマン諸島会社法に基づく株式会社形態のヘッジファンドであるCファンドとの間で締結した投資一任契約に基づいてCファンドに出資された資産の運用権限を有するD社の業務執行社員として、Aファンド及びCファンドの資産運用を統括している者であるが、Bらにおいて、被審人及びD社の業務に関し、東京証券取引所市場第一部に上場されているヤフー株式会社の株式につき、株価の上昇を期し、別表記載のとおり、平成21年3月17日午後0時30分頃から同日午後3時頃までの間、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所等において、同株式の売買等を誘引する目的をもって、Aファンド及びCファンドの名義を用いて、E証券会社ほか3社の証券会社を介し、直前約定値より高値の上限価格を提示した買付けの計らい注文を複数の証券会社に分散して発注する方法により、手口分散の情を知らない各証券会社をして当該発注を競合させて同株式の株価を2万4310円から2万5340円まで引き上げるなどし、合計3万2960株の買付け等を行い、そのうち、被審人の計算において、Aファンド名義での1万4172株の買付け等によって、これに応じてAファンドにおける事業期間の純損益が各出資者に割り当てられるところの出資割合である4.82パーセント相当を取引するなどし、もって、同市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買等をしたものである。

(別表)

証券会社	買付委託株数	買付株数		
		合計	Aファンド名義	Cファンド名義
E証券会社	20000株	20000株	8600株	11400株
F証券会社	40000株	10624株	4568株	6056株
G証券会社	2000株	2000株	860株	1140株
H証券会社	3000株	336株	144株	192株
合計	65000株	32960株	14172株	18788株

(別紙2)

2 法令の適用

法174条の2第1項、159条2項1号、174条の2第8項、金融商品取引法施行令(以下「施行令」という。)33条の13第1号、2号、33条の11第4号、法130条、176条2項

3 課徴金の計算の基礎

法174条の2第1項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、

(1) 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

及び

(2) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等又は買付け等の数量が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等又は売付け等の数量を超える場合、当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額から当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての法130条に規定する最低の価格のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額を控除した額、又は当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額から当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

の合計として算定。

別紙1の別表に掲げる事実につき

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、0株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量14,172株(Aファンド名義による。)に被審人のAファンドに対する出資割合4.82パーセントを乗じて得られる683.0904株に、法174条の2第8項並びに施行令33条の13第1号及び2号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(24,310円)で有価証券の買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる違反行為の開始時に所有又は約定している当該有価証券の買付け等の数量315,601株(Aファンド名義による。)に同じく4.82パーセントを乗じて得られる15,211.9682株を加えた15,895.0586株であることから、

- ① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(0株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

0円

及び

- ② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量(15,895.0586株)が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量(0株)を超えていることから、

当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格(28,470円)に当該超える数量(15,895.0586株)を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

(28,470円×15,895.0586株)

－ [①違反行為期間中の買付け等に係る金額{(実際の買付け分[24,390円×339株+24,400円×339株+24,410円×46株+24,420円×20株+24,500円×246株+24,550円×604株+24,570円×231株+24,580円×102株+24,590円×63株+24,650円×11株+24,660円×11株+24,680円×26株+24,690円×84株+24,700円×78株+24,710円×80株+24,720円×116株+24,730円×282株+24,740円×70株+24,750円×585株+24,760円×930株+24,770円×528株+24,780円×425株+24,790円×387株+24,800円×871株+24,810円×407株+24,820円×531株+24,830円×362株+24,840円×1,090株+24,850円×626株+24,860円×732株+24,870円×225株+24,880円×502株+24,890円×32株+24,900円×308株+24,910円×54株+24,920円×292株+24,930円×384株+24,940円×211株+24,950円×186株+24,960円×162株+24,970円×1,664株+24,980円×1,053株+24,990円×1,604株+25,000円×2,556株+25,040円×5株+25,050円×41株+25,060円×21株+25,070円×212株+25,080円×21株+25,100円×15株+25,110円×65株+25,120円×144株+25,130円×4株+25,140円×46株+25,150円×169株+25,160円×261株+25,170円×151株+25,180円×163株+25,190円×259株+25,200円×261株+25,210円×1株+25,220円×440株+25,230円×134株+25,240円×1株+25,290円×73株+25,300円×394株]+エクイティ・スワップ取引分[24,948.50円×10,624株])×Aファンドの名義で行われた取引の割合43パーセント}

+②違反行為の開始時に所有又は約定している有価証券の買付け等に

係る金額 { 実際の所有分 (24,310 円×70,442 株) + エクイティ・ス
ワップ取引分 (24,310 円×245,159 株) }]
×被審人の A ファンドに対する出資割合 4.82 パーセント
=65,712,699.599156 円
の合計額 65,712,699.599156 円となる。

- (2) 法 176 条 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨て、65,710,000 円
となる。